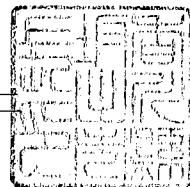


坂出市告示第111号

坂出港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和4年5月20日

坂出市長 有福 哲



1. 業務の概要

(1) 業務名

坂出港カーボンニュートラルポート形成計画策定業務

(2) 業務の目的

我が国では、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しており、国際物流の結節点・産業拠点となる港湾においては、水素・燃料アンモニア等の大量・安定・安価な輸入や貯蔵等を可能とする受入環境の整備や、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、集積する臨海部産業との連携等を通じてCO₂の排出を全体としてゼロにすることが目標とされ、國の方針として、坂出港 カーボンニュートラルポート形成計画の策定が求められている。

当該計画の策定にあたっては、港湾管理者である市が策定主体となり、各種意見を取りまとめ、実現可能な2050年までのロードマップを作成し、具現化に向けた取り組みの方向性を検討する。

(3) 業務機関

契約締結日から令和5年3月31日（金）まで

(4) 業務委託上限額

19,998,000円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とする。

ただし、本業務は、令和4年度補正予算の成立を前提として行うものであることから、坂出市議会の議決を得られない場合には、中止とする。

2. 参加資格要件

2-1 企業に求める資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては 再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てをした者にあっては更正計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 坂出市税、消費税または地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 令和 3・4 年度「坂出市競争入札参加資格者名簿」に搭載されていること。
- (5) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、坂出市建設工事指名停止等措置要領（昭和 63 年 6 月 1 日要綱）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
 - ア 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員もしくはその支店もしくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者または暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ 暴力団または暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団およびアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようと
する者

(7) 令和3・4年度坂出市入札参加資格申請書を提出し、「測量・建設コンサルタント」
において、参加資格を有すると認定されていること。(認定期間が有効であること。)

(8) 平成24年度から現在までに、以下の業務について、元請として国又は地方公共団体
の実績（履行中のものは除く）があること。

- ・港湾におけるカーボンニュートラルに関する計画・検討業務
- ・港湾計画改訂業務など、港湾全体を対象とした計画・検討業務
- ・港湾計画一部変更（軽微な変更を除く）業務など、港湾を対象とした計画・検討業務

2-2 配置予定管理技術者に求める資格

(1) 配置予定管理技術者の業務実績

【同種の業務】

- ・港湾におけるカーボンニュートラルに関する計画・検討業務

【類似の業務】

- ・港湾計画改訂業務など、港湾全体を対象とした計画・検討業務
- ・港湾計画一部変更（軽微な変更を除く）業務など、港湾を対象とした計画・検討業務

(2) 配置予定管理技術者の資格

本業務に配置予定の管理技術者は、次の資格を有すること。

①技術士（総合技術管理部門（建設）又は建設部門）

②博士（工学）

③RCCM（港湾及び空港部門）

④土木学会認定技術者（特別上級・上級・1級）

3. 手続等

(1) 参加表明書

本手続きにおける参加希望者は、次により参加業名所等を提出すること。

ア 提出期限

令和4年6月1日（水）17：15まで（持参、郵送ともに必着）

イ 提出方法

持参（閉庁日を除く8時30分から17時15分までの執務時間内）又は郵送
(簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。)により提出しなければ
ならない。

ウ 提出先

坂出市建設経済部港湾課

(2) 実施要領および各種関係資料の配布

ア 配布期間

令和4年5月20日（金）から令和4年6月1日（水）まで（土日、祝日は除く）

イ 配布時間

午前8時30分から午後17時15分

ウ 配布場所

坂出市建設経済部港湾課

※本市ホームページからダウンロードにより取得することも可能とする。

URL:<https://www.city.sakaide.lg.jp>

(3) 企画提案書の提出

ア 提出期限

令和4年7月1日（金）17：15まで（持参、郵送ともに必着）

イ 提出方法

持参（閉庁日を除く 8 時 30 分から 17 時 15 分までの執務時間内）又は郵送
(簡易書留郵便に限り、提出期限までに必着のこと。) により提出しなければ
ならない。

ウ 提出先

坂出市建設経済部港湾課

4. 審査及び選定方法

(1) 選定審査

提出された参加表明書等について、本業務の公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）で示した参加資格要件に基づき事務局が行う。

本事業の実施要領で示した参加資格要件を満たしていない参加者は失格とする。

(2) 特定審査

企画提案内容について、選定委員会が評価する。

評価項目と配点

提案者によるプレゼンテーションを行い、(別表) 評価項目、評価基準及び配点に従い、採点を行う。

なお、各審査項目における評価点は、下記の評価基準に基づく採点結果とする。

また、評価に対し、必要に応じて意見を付すことができる

| 配点基準 | 配点 | | | |
|---------|------|------|------|-----|
| 優れている | 30 点 | 15 点 | 10 点 | 5 点 |
| やや優れている | 24 点 | 12 点 | 8 点 | 4 点 |
| 標準 | 18 点 | 9 点 | 6 点 | 3 点 |
| やや劣っている | 12 点 | 6 点 | 4 点 | 2 点 |
| 劣っている | 6 点 | 3 点 | 2 点 | 1 点 |

5. プロポーザル

本プロポーザルにおける評価基準は、別紙評価基準のとおりとする。

6. 日程および内容

本業務における企画提案者の募集および選定にあたっての日程（予定）は、次に示す通りである。

| 項目 | 期間等 |
|---------------|--------------------------------|
| 公告日 | 令和4年5月20日（金） |
| 参加表明書等受付期間 | 令和4年5月20日（金）～令和4年6月1日（水） |
| 質問受付期間 | 令和4年5月20日（金）～令和4年5月27日（金） |
| 質問回答期日 | 令和4年5月31日（火） |
| 選定審査結果通知 | 令和4年6月3日（金） |
| 企画提案書提出期間 | 令和4年6月7日（火）～令和4年7月1日（金） |
| 特定審査（プロセッション） | 令和4年7月15日（金）～令和4年7月20日（水）の間の1日 |
| 特定結果通知 | 令和4年7月22日 |
| 委託契約締結 | 令和4年7月下旬 |

7. その他

- (1) 本プロポーザルは、令和4年度補正予算の成立を前提として行うものであることから、坂出市議会の議決を得られない場合には、中止とする。
なお、中止の場合において、提案事業者は本市に対して一切の損害賠償を請求することができないものとする。
- (2) 本プロポーザルに要する経費及び提出にかかる費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正、変更は一切認めない。
- (5) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (6) 企画提案書については、受託候補者の選定のために使用するものとし、公表しないが、情報公開請求があった場合、坂出市情報公開条例施行規則に基づき公開する場合がある。
- (7) 提出された企画提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (8) 審査結果に関する一切の事項についての質問、説明請求、異議申立て等は受け付けないものとする。

(9) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ア 参加資格の要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類が提出期限までに提出されなかつた場合
 - ウ 提出書類に虚偽の記載があつた場合
 - エ 提出書類に不備、錯誤等があり、再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかつた場合
 - オ 見積額が委託料上限額を超えていいる場合
 - カ プレゼンテーションに参加しなかつた場合
 - キ 選定の公平性を害する行為があつた場合
 - ク アからキまでに定めるもののほか、著しく信義に反する行為があつた場合
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については坂出市が定める。

8. 事務局

本業務における問合せ先および関係書類の提出先は、次のとおりとする。

坂出市建設経済部港湾課 事業係

住 所：〒762-8601 香川県坂出市室町二丁目3番5号

電 話：0877-44-5010（直通）

F A X：0877-44-0086

U R L：<https://www.city.sakaide.lg.jp>

E メール：kouwan@city.sakaide.lg.jp

評価基準

(1) 配置予定管理技術者の経験及び能力

| 評価項目 | 配置予定管理技術者の経験及び能力の評価内容 | | 配点 |
|--------------------------|---|--|-------------------|
| 配置予定管理技術者の経験及び能力 業務実績 | 平成24年度以降公示日までに完了した同種又は類似業務の受注実績を下記の順位で評価する。 ①同種業務実績がある。 ②類似業務実績がある。 | | ①5点 ②3点 |
| 技術者資格等 | 下記の順位で評価する。 ①以下のいずれかの資格を有する者。 ・技術士（総合技術監理部門（建設）又は建設部門）、博士（工学） ②以下の資格を有する者。 ・RCCM（港湾及び空港） ③以下のいずれかの資格を有する者。 ・土木学会特別上級技術者、土木学会上級委技術者又は土木学会1級技術者 | | ①5点 ②3点 ③1点 |
| 小計 | | | 10点 |

(2) 價格評価

| 評価項目 | 技術提案の評価内容 | 配点 |
|------|--|----|
| 価格評価 | 満点（5点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※小数点第2位以下は四捨五入とする。 | 5点 |
| 小計 | | 5点 |

(3) 企画提案

| 評価項目 | 技術提案の評価内容 | | 配点 | |
|------|---------------|---|------|--|
| 企画提案 | 実施方針 | 提案内容の的確性 仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか。 | 5点 | |
| | | 事業を効果的・効率的に実施するための提案がされているか。 | 5点 | |
| | 提案内容の実現性 | ・実施方法等が具体的で、実現性があるか。 ・的確な業務工程が具体的に提案されているか。 | 5点 | |
| | | 事業内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるかどうか。 | 5点 | |
| | 特定テーマに対する企画提案 | 的確性 提案内容について、データに基づいた理論的な説明がなされているか。 | 10点 | |
| | | 事業者ニーズを把握し、事業内容を的確に反映させていくための方法について、提案されているか。 | 10点 | |
| | 実現性 | 単なる計画策定にとどまらず、具現化に向けた取り組みについて、具体的で且つ実現可能な提案がされているか。 | 30点 | |
| | 独創性 | 提案事業者のノウハウや知識・経験を活かした創意工夫が見られ、効果が見込める提案がなされているか。 | 15点 | |
| | | 事業対象者が積極的に取り組むことができる工夫がなされているか。 | 15点 | |
| 小計 | | | 100点 | |
| 合計 | | | 115点 | |

(配点基準)

| 配点基準 | 配 点 | | | |
|---------|-----|-----|-----|----|
| 5段階 | 30点 | 15点 | 10点 | 5点 |
| 優れている | 30点 | 15点 | 10点 | 5点 |
| やや優れている | 24点 | 12点 | 8点 | 4点 |
| 標準 | 18点 | 9点 | 6点 | 3点 |
| やや劣っている | 12点 | 6点 | 4点 | 2点 |
| 劣っている | 6点 | 3点 | 2点 | 1点 |